

# 日本キリスト教保育所同盟規約

## 第1章 総則

- 第1条（名称） 本同盟は日本キリスト教保育所同盟と言う。
- 第2条（事務局） 本同盟は事務局を事務局長の所属園に置く。
- 第3条（目的） 本同盟は会員相互の協力によりキリスト教保育事業の振興をはかり、児童福祉の推進に資することを目的とする。
- 第4条（事業） 本同盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. キリスト教保育事業の調査、研究
  2. 会員施設従事者の研修、養成（園長研修会、保育士研修会、夏季保育大学）
  3. 地区活動
  4. 会員相互の強調、研鑽、親睦
  5. 会報「山びこ」の発行
  6. 会員の事業振興に資するための融資（教団のもの、同盟自身のもの）
  7. 国内および海外の保育団体との連絡および協力
  8. その他、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

- 第5条（資格） 本同盟は次の各号に該当する保育所（園）を会員とする。
1. 日本キリスト教団所属教会の運営するもの
  2. 日本キリスト教団所属の教職または信徒をその代表者および施設長とする社会福祉法人または財団法人の運営するもの
  3. 日本キリスト教団所属の教職または信徒の運営するもの
  4. キリスト教主義に基づき経営するもの
- 第6条（会費） 本同盟の会員は毎年所定の会費を納めなければならない。
2. 会費の納入を2カ年怠った会員は会員の権利を停止され、尚引き続き1カ年納入しないときは会員の資格を失う
  3. 会費の額は細則に定める
- 第7条（入退会） 本同盟に入会を希望するものは地区の推薦を経て理事会の承認を得なければならない。
2. 本同盟の目的に違反する行為のあったものまたは、本規約第5

条に規定する会員の資格を喪失したものは、理事会の議決によって退会させることができる

### 第3章 役員及び職員

- 第8条（役員） 本同盟に次の役員をおく。
1. 理事 27名（うち理事長1名、副理事長2名）
  2. 監事 2名
- 第9条（選任） 理事12名及び監事は総会において、会員の互選によって選任する。
2. 理事14名は地区毎に会員の互選によって選ばれ総会の承認を得る
  3. 理事1名は日本キリスト教団の推薦するものにつき総会の承認を得る
  4. 理事の互選によって、理事長1名、副理事長2名を定める
- 第10条（任務） 理事長は本同盟を代表し、会務を統轄する。
1. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する
  2. 理事は理事会を組織し、この規約に定めた事項及び総会の権限に属する事項以外の事項を決議し執行する
  3. 幹事は会計を監査する
- 第11条（任期） 本同盟の役員任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする
  3. 役員は、その任期満了後も後任者就任までは、その職務を行う
- 第12条（職員） 本同盟は事務を処理するために職員を置くことができる。

### 第4章 会議

- 第13条（理事会） 理事会は理事長が招集し、議長となる。
2. 理事会は理事現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。但し当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席とみなす
  3. 理事会の議事はこの規約に別段の定める場合を除き出席理事の過半数をもって決する
- 第14条（総会） 総会は毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に理事長が招集し、議長

となる。招集は10日以前に通知する。

2. 総会は理事または監事が必要と認め、会員現在数の5分の1以上から付議事項を示して招集を求めた時は20日以内に臨時総会を招集しなければならない
3. 総会は会員現在数の過半数の出席がなければ議事を開き議決することができない。但し当該事項につき書面をもってあらかじめ意志を表示したものは出席とみなす。
4. 総会の議事はこの規約に別段の定める場合を除き出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長が裁決する。

- 第15条（記録） 総会および理事会の議事録は議長において作成し、出席者代表2名の署名捺印のうえ保存する。
2. 総会の議事の要項および議決した事項は会員に通知する。

## 第5章 資産および会計

- 第16条（資産） 本同盟の資産は次のとおりとする。

融資基金  
会費  
事業に伴う収入  
寄付金品  
資産から生じる果実  
その他の収入

- 第17条（管理） 融資基金は消費し、または担保に供してはならない。但し、本業遂行上やむを得ないときは理事会および総会の議を経て運用できる。

- 第18条（予算） 本同盟の事業計画および収支予算は、毎会計年度開始前に理事長において編成し、理事会の議を経て総会の承認を受けるものとする。

- 第19条（決算） 本同盟の事業報告および収支決算は毎会計年度終了後2ヶ月以内に理事長において作成し、貸借対照表および会計の状況報告とともに監事の意見を付して理事会および総会の承認を得るものとする。

- 第20条（臨機の措置） 収支予算で定めるもののほか、新たに義務の負担をし、また権利の放棄をしようとするときは、理事会および総会の承認を受けるものとする。

- 第21条（年度） 本同盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月30日に終わる。

## 第6章 事務局

- 第22条（事務局） 本同盟の事務を処理するために事務局をおく。
1. 事務局には事務局長1名を置く。事務局長は理事長の委嘱によって事務を執行する。
  2. 事務局長は理事会の議を経て理事長が任免する。

## 第7章 規約の変更ならびに解散

- 第23条（変更） この規約の変更には、理事会および総会において、おのおの3分の2以上の決議を得なければならない。
- 第24条（解散） 本同盟の解散は、理事会および総会においておのおの4分の3以上の決議を得なければならない。
- 第25条（帰属） 本同盟の解散に伴う残余財産は理事会および総会においておのおの4分の3以上の議決を得て類似の目的を有する公益事業に寄附する。ただし、融資基金については出資者に対し、その出資額に応じて返還する。

## 第8章 補則

- 第26条（細則） この規約の施行についての細則は、理事会ないし総会において定める。

この規約は、1971年2月17日より施行する。

1994年5月30日一部改正。

1999年5月10日一部改正。

2012年5月14日一部改正。

### ※年会費に関する定め（細則）

定員 60名までの施設 8,000円

定員 90名までの施設 12,000円

定員 150名までの施設 15,000円

定員 150名以上 18,000円